講演「あっせん委員会の現状と課題」

あっせん委員会委員長・弁護士 田 中 豊

【はじめに】

全銀協 ADR の手続の概要及び現状を示すデータは、パネルディスカッション資料「全銀協 ADR の課題と展望」を参照。

- 第1 全銀協 ADR の手続上の特色と方針
 - 1 文書によるあっせん案の提示
 - 2 合理的理由のない説得をしない方針 我が国での訴訟又は仲裁における和解勧試の方法についての根強い不満 – 「合理的 理由のない和解案の押しつけ」

第2 不受理率と和解率の問題

- 1 不受理率(そもそもあっせん手続を開始しない事件)—「あっせん適格性」の問題 為替デリバティブ事件の減少に伴い、不受理率の上昇傾向。 我が国の紛争解決システムが全体として「適正で迅速に」機能するという視点。
- 2 和解率(受理件数中の合意の成立率) H22~27 の和解率の正しい評価と和解率の下降傾向への対応。 当事者の「裁判を受ける権利」の尊重と「モラル・ハザード」招来のおそれの認識。

第3 将来の課題

- 1 裁判所を含む紛争解決機関間の競争と連携 訴訟手続とあっせん手続との関係 金融 ADR 機関における紛争解決方式の工夫と連携
- 2 利用のしやすさ (簡易迅速) の追求と適正解決とのバランス
- 3 紛争解決システムの輸出